平成２５年（フ）第２８５６号
大阪市平野区長吉長原西４－２－17　403号、住民票上の住所大阪市平野区喜連東５丁目４番５－708号
債務者　島原真奈美
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８７７号
大阪府吹田市青葉丘南８番Ｔ－404号
債務者　津田　隆子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８９３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目４番22号　アップルハウス310号、前住所大阪市平野区加美鞍作１丁目10番25―213号
債務者　田村　俊二
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９００号
大阪市住吉区苅田４丁目12番26号
債務者　有年　輝明
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９９３号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目15番15―311号　メゾン瓜生堂
債務者　原島　泰子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０５０号
大阪市西成区岸里２丁目９番３―101号
債務者　和田　陽子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０６３号
大阪府豊中市夕日丘２丁目17番１―201号、前住所大阪府豊中市服部南町３丁目９番１号
債務者　中筋　幹夫
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１１０号
大阪府八尾市植松町５丁目６番10―203号
債務者　中田てるみ
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２１号
大阪市西成区山王３丁目５番５―304号
債務者　堤　　亜矢
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１３８号
大阪市西成区千本北２丁目18番21号　イーハイム105号
債務者　岡　　峯子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１４５号
大阪府吹田市古江台４丁目１番２―101号、前住所大阪府吹田市古江台４丁目１番B12―106号
債務者　伊藤誠一郎
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１８４号
大阪市城東区古市１丁目５番２―103号
債務者　中田　敏郎
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２７０号
大阪府東大阪市太平寺１丁目２番３号　ハイム太平寺102号
債務者　森川　正江
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５号
北海道中川郡幕別町緑町５番地の20
債務者　竹本　龍夫
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
東京都府中市若松町１丁目５－21モンシャトー宮岡105、住民票上の住所東京都府中市若松町１丁目５番地の51ＩＶＹ103
債務者　安部　淳一
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４９８号
東京都町田市つくし野４丁目25番地６メイプルハウス102
債務者　我妻由佳子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１３４号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目22番地２　ホークメゾン瀬谷505号
債務者　魚住　真吾
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部